

# 福祉サービス第三者評価事業実施要綱

## 1 目的

この要綱は、福祉サービス第三者評価事業を推進することにより、福祉サービス利用者（以下「利用者」という。）にそのサービスの選択に関する情報を提供するとともに社会福祉事業の経営者（以下「経営者」という。）が提供する福祉サービスの質の向上に向けた取組みを促進することを目的とする。

## 2 推進組織

福井県健康福祉部地域福祉課を「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日雇児発第0507001号・社援発第0507001号・老発第0507001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に規定する都道府県推進組織（以下「推進組織」という。）とする。

## 3 推進組織の業務

推進組織は、次の業務を行う。

- (1) 第三者評価機関の認証に関すること。
- (2) 第三者評価基準および第三者評価の手法に関すること。
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者養成研修および評価調査者継続研修に関すること。
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開および普及・啓発に関すること。
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

## 4 委員会の設置

推進組織は、3の業務を実施するため、福井県第三者評価機関認証委員会（以下「認証委員会」という。）および福井県第三者評価基準等委員会（以下「基準等委員会」という。）を設置する。

## 5 認証委員会

### (1) 業務

認証委員会は、次の業務を行う。

- ア 第三者評価機関の認証に関すること。
- イ 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること。
- ウ その他第三者評価事業の推進に関すること。

### (2) 委員の定数等

認証委員会の委員は、定数を10人以内とし、大学教授、マスコミ関係者、民生委員・児童委員、関係行政庁の職員等公益を代表する者の中から福井県健康福祉部長が委嘱する。

(3) 委員の任期

- ア 認証委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- イ 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員長

- ア 認証委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- イ 委員長は、会務を総理し、認証委員会を代表する。

## 6 基準等委員会

(1) 業務

基準等委員会は、次の業務を行う。

- ア 第三者評価基準および第三者評価の手法に関すること。
- イ 第三者評価結果の取扱いに関すること。
- ウ 評価調査者養成研修および評価調査者継続研修に関すること。
- エ 第三者評価事業に関する情報公開および普及・啓発に関すること。

(2) 委員の定数等

基準等委員会の委員は、定数を15人以内とし、次に掲げる者の中から福井県健康福祉部長が委嘱する。

- ア 大学教授、マスコミ関係者、民生委員・児童委員、関係行政庁の職員等公益を代表する者
- イ 福祉サービスの提供者を代表する者
- ウ 福祉サービスの利用者を代表する者

(3) 委員の任期

- ア 基準等委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- イ 委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員長

- ア 基準等委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- イ 委員長は、会務を総理し、認証委員会を代表する。

## 7 事業の実施

(1) 情報公開

基準等委員会は、認証委員会が認証した第三者評価機関の名称、代表者名、所在地、評価対象サービス、評価料金等についての情報を公表する。

(2) 手数料

推進組織が認証手数料を徴収する場合は、その額について実施要領等によりあらかじめ定めなければならない。

(3) 利用者の意向の把握

第三者評価機関は、第三者評価と併せて評価対象サービスの利用者調査を実施する。

(4) 評価結果の公表

第三者評価機関は、基準等委員会に対して評価結果を報告し、報告を受けた基準等委員会は、当該評価結果を公表する。

(5) 守秘義務

福祉サービス第三者評価事業の実施に係る委員および推進組織の職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

## 8 その他

この要綱に定めるもののほか、福祉サービス第三者評価事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。